

事務連絡
平成 28 年 4 月 12 日

各関係府省庁

新型インフルエンザ対策担当課 御中

厚生労働省健康局結核感染症課
新型インフルエンザ対策推進室

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種
(国民生活・国民経済安定分野) の登録について

標記については、「新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく特定接種の登録に係る告示の一部改正及び特定接種(国民生活・国民経済安定分野)の登録要領について」(平成 28 年 1 月 6 日健発 0106 第 5 号厚生労働省健康局長通知)によりお示しし、また、「特定接種登録申請書(国民生活・国民経済安定分野)の入力に関する手引き」、「特定接種(国民生活・国民経済安定分野)の登録申請 Q & A」、「特定接種登録申請書(国民生活・国民経済安定分野)の確認の手引き」等を同日付けの事務連絡により周知させていただいたところです。

今般、国民生活・国民経済安定分野のうち、登録申請書の内容の確認を国の機関のみで行う業種の一部について、特定接種管理システムの改修等により遅れておりました登録申請(区分 3 の公務員の報告を含む。以下同じ。)の受付の準備が整いましたので、4 月 15 日から下記のとおり受付を開始します。当該各業種の担当府省庁におかれては、担当部局、関係機関、事業者等への周知をお願いします。

記

1 今回登録申請の受付を開始する業種

別紙の「登録申請書の内容の確認を国の機関のみで行う業種(4 月 15 日開始分)」に記載の業種。

これ以外の国の機関のみで確認を行う業種につきましては、今後の日程について追って速やかにお知らせいたします。

2 登録のスケジュール(予定)

平成 28 年	4 月 15 日	上記 1 の業種の登録申請の受付開始
	6 月 30 日	上記 1 の業種の登録申請の締切
	8 月 31 日	各業種の担当府省庁による登録申請の内容確認の締切
	9 月以降	登録の実施

3 その他

登録を希望する事業者からの登録申請、内容確認、疑義照会や、事業者の登録は、特定接種管理システムによって行います。当該システムにアクセスするための URL は以下の通りです。

<https://tokuteisessyu.jp/Vaccine2/adminLogin>

また、アクセスするための ID とパスワードは、管理者登録用にアドレスに送付したものとなります。

【照会先】

厚生労働省健康局結核感染症課
新型インフルエンザ対策推進室 渡邊
TEL:03-5253-1111 (内線 2088)
E-mail:watanabe-ryoukoa@mhlw.go.jp

登録申請書の内容の確認を国の機関のみで行う業種(4月15日開始分)

項番	担当府省庁	事業の種類	事業の種類の詳細①
1	厚生労働省	上水道業	上水道業
2	国土交通省	河川管理・用水供給業	河川管理・用水供給業
3	国土交通省	下水道業	下水道処理施設維持管理業
4	国土交通省	下水道業	下水道管路施設維持管理業
5	国土交通省	空港管理業	空港機能施設事業
6	国土交通省	航空運輸業	航空運送業
7	国土交通省	水運業	外航海運業
8	国土交通省	水運業	船舶貸渡業
9	国土交通省	水運業	沿海海運業
10	国土交通省	水運業	内陸水運業
11	国土交通省	鉄道業	鉄道業
12	国土交通省	道路旅客運送業	一般乗合旅客自動車運送業
13	国土交通省	道路旅客運送業	患者等搬送事業
14	国土交通省	道路貨物運送業	一般貨物自動車運送業
15	総務省	通信業	固定電気通信業
16	総務省	通信業	移動電気通信業
17	総務省	放送業	公共放送業
18	総務省	放送業	民間放送業
19	総務省	郵便業	郵便業
20	財務省	銀行業	中央銀行
21	財務省	銀行業	政府関係金融機関(沖縄振興開発金融公庫を除く)
22	内閣府	銀行業	沖縄振興開発金融公庫